

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

久留米市長

市町村名 (市町村コード)	久留米市 (402036)
地域名 (地域内農業集落名)	山川地域 ( 神代、野口、安居野、追分、栗林、本村、城、竹の子、太郎原 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和 6年 12月 26日 (第1回)

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

山川地域は、米、麦、大豆、WCSの土地利用型農業が中心であるが、リーフレタスやホウレンソウなどの野菜の栽培も多い。施設(ハウス)は2町5反程度で、地域全体からみると3%弱である。市街化区域に隣接した地域であり平坦な地形だが、大雨時に筑後川の支流が内水反乱することがあり、この解消が課題である。地域農業の耕作者は289名(平均年齢72歳)である。  
山川地域には、農地構造改善を実施しなかった地域があり、小さな区画の農地も一定残っている。農業の効率性という視点から、集積・集約を進めるために整備をするのかどうか、将来に向け検討していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

山川地域は米や麦が中心耕作物であるが、近年生産量は減少傾向にある。収益確保のためには、畔を取り農地を拡大するとともに、スマート農業の導入などを検討していく必要があるが、ブロックローテーションを実施しているため、どう拡大を図るかは調整が必要である。  
地域農業の農作物は現状を維持し続けることを想定するが、気候変動を見据えた農業環境の整備(水害対策や農業水利施設整備など)が必要である。また担い手を確保するためには、儲かる農業を示すことが大切だが、そのためには個々の農業者の経営力向上を図る必要がある。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	133.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	133.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

市街化区域と隣接する地域であり、農業の保全と都市生活の調和が必要である。現状の農地利用を前提とし、住宅地等に近い農地は、保全・管理を含め調整を検討していく。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
集落営農法人や認定農業者、認定新規就農者等を中心に集積を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理機構での取引を前提に農地の諸条件の整理し、集積・集約を図る。
(3)基盤整備事業への取組方針
段差のある農地や不整形な農地の整備について、補助活用を含め検討をしていく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市や県、JAなどの研修や部会活動などを活用し、担い手の経営力向上に努める。また新規就農者への受入れ協力を努める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAの支援や農業者派遣サービスなどを活用する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑩江川排水機場の再整備の早期完了を求める。